

この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者もしくはその者とその事業に関して関係ある事業者に対し、その業務もしくは財産に関して報告させ、もしくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、または（略）事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、質問させることができる。